

20. 工期設定について
積算上の通常工期: 令和6年6月19日から令和6年12月5日まで
工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。
- (1) 着手準備期間: 13日
 - (2) しゅん工準備期間: 24日
 - (3) 雨天、休日等: 64日
工期中の休日等には、作業期間内の土曜日、日曜日、祝日、その他を含んでいる。
 - (4) 本工事は契約着手日を令和6年6月17日と設定し、工期の設定及び積算を行っているが、実際の着手日が前後しても設計変更の対象とはならない。

誤

21. 週休2日工事の実施について
- (1) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、**当初予定価格は、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。**
 - (2) 受注者は、週休2日による施工を行わなければならない。
 - (3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日(4週8休)以上の現場閉所(現場休息)を行うことをいう。
対象期間は、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
 - (4) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。
なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
 - (5) 週休2日(4週8休)以上とは、対象期間内の現場閉所(現場休息)日数の割合(以下、「現場閉所(現場休息)率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
 - (6) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
 - (7) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画(法定休日・所定休日)を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。
 - (8) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
 - (9) 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。
その際、4週6休以上であっても補正は行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
 - (10) 各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
 - (11) 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
 - (12) その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。
なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ(http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)に掲載している。
22. 本工事において、「GX形ソフトシール仕切弁」及び「内面エポキシ樹脂粉体塗装管(以下、「粉体管」という。)」を使用する箇所(範囲)について事前に監督員に確認し、下記事項について十分留意し、監督員の指示のもと施工すること。
- (1) 粉体管について
- ① 粉体管の切断を行う場合は、キールカッター及びエンジンカッターの切断刃にダイヤモンドブレードを使用すること。
 - ② 切断箇所については、全箇所(切断作業を含む)写真撮影し、監督員に報告すること。
 - ③ 粉体管に分水栓の穿孔を行う場合は、粉体管専用のドリル刃を使用すること。
※モルタルライニング管用のドリルで粉体管を穿孔すると、穿孔部周囲の塗膜剥離により管内部が腐食する可能性がある。
※粉体管用のドリルでモルタルライニング管を穿孔すると、ドリルの摩耗により本来の性能を損なう可能性がある。
※粉体管専用ドリルについて、1日1回写真撮影を行い監督員へ報告すること。
 - ④ ダイヤモンドブレードや分水栓穿孔ドリル等の使用が立会、写真等で確認できない場合は、再施工等を指示する。
 - ⑤ 分水栓の穿孔については、給水装置設計施工指針の施工編に拠ること。
 - ⑥ 粉体管の使用箇所においては、粉体管用のポリスリーブを使用すること。
 - ⑦ 粉体管を使用した箇所について、しゅん工図に「内面エポキシ樹脂粉体塗装管使用」と記載すること。
- (2) フランジ固定金具について
- ① 本工事でフランジ固定金具を使用する場合には、取付箇所については監督員の指示に従うこと。
なお、施工方法に関しては、使用する製品の取扱説明書等に準ずること。
 - ② フランジ固定金具を使用した箇所については、しゅん工図に「フランジ固定金具使用」と記載すること。

20. 工期設定について
積算上の通常工期: 令和6年6月19日から令和6年12月5日まで
工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。
- (1) 着手準備期間: 13日
 - (2) しゅん工準備期間: 24日
 - (3) 雨天、休日等: 64日
工期中の休日等には、作業期間内の土曜日、日曜日、祝日、その他を含んでいる。
 - (4) 本工事は契約着手日を令和6年6月19日と設定し、工期の設定及び積算を行っているが、実際の着手日が前後しても設計変更の対象とはならない。

正

21. 週休2日工事の実施について
- (1) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、**当初予定価格は、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。**
 - (2) 受注者は、週休2日による施工を行わなければならない。
 - (3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日(4週8休)以上の現場閉所(現場休息)を行うことをいう。
対象期間は、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
 - (4) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。
なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
 - (5) 週休2日(4週8休)以上とは、対象期間内の現場閉所(現場休息)日数の割合(以下、「現場閉所(現場休息)率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
 - (6) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
 - (7) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画(法定休日・所定休日)を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。
 - (8) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
 - (9) 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。
その際、4週6休以上であっても補正は行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
 - (10) 各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
 - (11) 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
 - (12) その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。
なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ(http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)に掲載している。
22. 本工事において、「GX形ソフトシール仕切弁」及び「内面エポキシ樹脂粉体塗装管(以下、「粉体管」という。)」を使用する箇所(範囲)について事前に監督員に確認し、下記事項について十分留意し、監督員の指示のもと施工すること。
- (1) 粉体管について
- ① 粉体管の切断を行う場合は、キールカッター及びエンジンカッターの切断刃にダイヤモンドブレードを使用すること。
 - ② 切断箇所については、全箇所(切断作業を含む)写真撮影し、監督員に報告すること。
 - ③ 粉体管に分水栓の穿孔を行う場合は、粉体管専用のドリル刃を使用すること。
※モルタルライニング管用のドリルで粉体管を穿孔すると、穿孔部周囲の塗膜剥離により管内部が腐食する可能性がある。
※粉体管用のドリルでモルタルライニング管を穿孔すると、ドリルの摩耗により本来の性能を損なう可能性がある。
※粉体管専用ドリルについて、1日1回写真撮影を行い監督員へ報告すること。
 - ④ ダイヤモンドブレードや分水栓穿孔ドリル等の使用が立会、写真等で確認できない場合は、再施工等を指示する。
 - ⑤ 分水栓の穿孔については、給水装置設計施工指針の施工編に拠ること。
 - ⑥ 粉体管の使用箇所においては、粉体管用のポリスリーブを使用すること。
 - ⑦ 粉体管を使用した箇所について、しゅん工図に「内面エポキシ樹脂粉体塗装管使用」と記載すること。
- (2) フランジ固定金具について
- ① 本工事でフランジ固定金具を使用する場合には、取付箇所については監督員の指示に従うこと。
なお、施工方法に関しては、使用する製品の取扱説明書等に準ずること。
 - ② フランジ固定金具を使用した箇所については、しゅん工図に「フランジ固定金具使用」と記載すること。